

令和5年広審第5号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和4年8月28日14時00分
広島県細島南東岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 遊漁船A
総 ト ン 数 4.3トン
登 録 長 11.71メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 220キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪右舷後方に操縦席、前方にレーダー、魚群探知機、GPSプロッター2台、機関制御盤、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年8月28日05時30分広島県尾道糸崎港第5区の係留地を発し、愛媛県四阪島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時30分釣り場に到着して遊漁を行い、その後、愛媛県伯方島南東方沖合に移動して遊漁を行ったのち、13時00分頃釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、釣り客を船首部甲板に3人、船尾部甲板に2人、船室に1人をそれぞれ座らせて、自らは操縦席に腰を掛けて操船にあたり、GPSプロッターを作動させ、広島県因島と同県佐木島の間を北上し、13時58分僅か前重井港細島第2防波堤灯台（以下「細島灯台」という。）から150度（真方位、以下同じ。）1,050メートルの地点で、針路を005度に定め、20.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、左舷前方にたこ釣りをしているモーターボートを視認して同モーターボートを見ながら続航し、13時59分細島灯台から114度650メートルの地点に達したとき、細島南東岸まで620メートルとなり、その後同岸に向首して接近する状況となったが、たこ釣りをしているモーターボートを見ることに気をとられ、陸岸との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、細島南東岸に向首したまま進行し、14時00分僅か

前至近に同岸を認め、機関を中立運転としたものの、及ばず、14時00分細島灯台から060度750メートルの地点において、Aは、原針路のまま、10.0ノットの速力となったとき、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラ翼及び同軸に曲損並びに船底外板に擦過傷を生じたが、のち修理され、釣り客1人が右肘挫創等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、細島南方沖合において、係留地に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、同島南東岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、細島南方沖合において、係留地に向けて帰航する場合、同島南東岸に乗り揚げることのないよう、陸岸との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、たこ釣りをしているモーターボートを見ることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、細島南東岸に向首して接近する状況に気付かず進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月12日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾